

## 2024年度 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	902,108	保険契約準備金	29,091,434
現 金	10	支払 備 金	130,964
預 貯 金	902,098	責 任 準 備 金	28,749,390
コーポレート	1,152,304	社員配当準備金	211,078
買入金銭債権	550,257	再 保 険	1,872
金銭の信託	62,022	社 債	448,695
有価証券	30,338,695	そ の 他 負 債	4,475,419
国 債	11,216,638	売 現 先 勘 定	3,725,641
地 方 債	176,438	借 入 金	220,000
社 債	2,816,441	未 払 法 人 税 等	19,744
株 式	3,356,408	未 払 金	61,651
外 国 証 券	12,282,344	未 払 費 用	51,732
その他の証券	490,425	前 受 収 益	819
貸付金	2,069,452	預 り 金	66,415
保険約款貸付	218,059	預 り 保 証 金	33,963
一般貸付	1,851,393	金 融 派 生 商 品	183,414
有形固定資産	655,303	金融商品等受入担保金	88,659
土 地	436,862	リ ー ス 債 務	8,350
建 物	196,471	資 産 除 去 債 務	1,795
リース資産	7,817	仮 受 金	11,239
建設仮勘定	10,798	そ の 他 の 負 債	1,992
その他の有形固定資産	3,352	価 格 変 動 準 備 金	930,026
無形固定資産	45,777	再評価に係る繰延税金負債	12,738
ソフトウェア	35,829	負 債 の 部 合 計	34,960,186
その他の無形固定資産	9,947	(純資産の部)	
再 保 険 貸	759	基 金	50,000
その他の資産	548,638	基金償却積立金	639,000
未 収 金	26,771	再 評 価 積 立 金	2
前 払 費 用	9,578	剰 余 金	349,875
未 収 収 益	171,548	損失填補準備金	6,804
預 託 金	5,013	そ の 他 剰 余 金	343,071
先物取引差入証拠金	57,141	基金償却準備金	10,000
金融派生商品	77,875	価格変動積立金	255,000
金融商品等差入担保金	127,355	社会及び契約者福祉増進基金	1,313
仮 払 金	8,143	別 途 積 立 金	223
その他の資産	65,211	当期末処分剰余金	76,534
前払年金費用	41,743	基金等合計	1,038,878
繰延税金資産	356,340	その他の有価証券評価差額金	822,943
貸倒引当金	△906	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△52,771
		土 地 再 評 価 差 額 金	△46,740
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	723,431
		純 資 産 の 部 合 計	1,762,310
資産の部合計	36,722,496	負債及び純資産の部合計	36,722,496

(注) 1. 有価証券（預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの、並びに金銭の信託を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第110条第2項に規定する子会社等が発行する株式）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

個人保険及び個人年金保険契約（一部の保険種類及びキャッシュ・フローの一定割合を除く）

最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の主契約

確定給付企業年金保険及び新企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

拠出型企業年金保険契約（今後一定年数以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象）

確定拠出年金保険契約及び新単位口別利率設定特約

一時払養老保険契約（一部を除く）

利率変動型終身保険（一時払）契約

個人保険及び個人年金保険のうち、米ドル建契約

個人保険及び個人年金保険のうち、豪ドル建契約（一部の保険種類を除く）

3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式を除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27百万円です。

8. 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から 8年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	300,669百万円
勤務費用	12,526百万円
利息費用	1,728百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△41,295百万円
退職給付の支払額	△17,109百万円
期末における退職給付債務	<u>256,519百万円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	407,078百万円
期待運用収益	2,491百万円
数理計算上の差異の当期発生額	30,761百万円
事業主からの拠出額	5,587百万円
退職給付の支払額	△8,374百万円
期末における年金資産	<u>437,544百万円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	256,519百万円
年金資産	△437,544百万円
	<u>△181,024百万円</u>
未認識数理計算上の差異	139,280百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743百万円</u>
前払年金費用	△41,743百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△41,743百万円</u>

④退職給付に関連する損益	
勤務費用	12,526百万円
利息費用	1,728百万円
期待運用収益	△2,491百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△10,704百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,058百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳  
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	52%
生命保険一般勘定	26%
債券	4%
投資信託	4%
その他	14%
合計	<u>100%</u>

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が60%含まれています。

⑥長期期待運用収益率の設定方法  
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項  
期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりです。

割引率	2.181%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	1.4%
退職給付信託	0.0%

(3) 確定拠出制度  
当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,373百万円です。

9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債（負債）等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。また、責任準備金の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
12. 責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。  
責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第1号の規定に基づき、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約（予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）を除く）については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎（平成8年大蔵省告示第48号）を適用（ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007（年金開始後用）を適用）して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。
- 収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。
- また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
- 保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提（予定発生率・予定利率等）に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。
- 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人による責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定しております。

13. 個人保険・個人年金保険の既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱いを2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

14. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
15. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりです。

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式（外国証券の中に含まれる株式を含む）については、市場リスク（株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップ取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。この他、責任準備金の一部に関する金利変動リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行い、ヘッジ会計を適用しております。

これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュエーション・アット・リスク（VaR）を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません。また、現金及び預貯金（譲渡性預金除く）、コールローン及び売現先勘定は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	358,799	358,799	－
うち、その他有価証券	358,799	358,799	－
買入金銭債権	550,257	543,828	△6,429
うち、その他有価証券	454,936	454,936	－
金銭の信託	62,022	62,022	－
有価証券	28,639,277	27,426,048	△1,213,229
売買目的有価証券	632,209	632,209	－
満期保有目的の債券	1,855,593	1,858,670	3,076
責任準備金対応債券	13,840,880	12,616,182	△1,224,698
子会社株式及び関連会社株式	43,459	51,851	8,392
その他有価証券 <sup>※1</sup>	12,267,134	12,267,134	－
貸付金	2,069,452		
貸倒引当金 <sup>※2</sup>	△666		
	2,068,785	1,945,086	△123,699
社債	448,695	426,463	△22,232
借入金	220,000	213,723	△6,277
デリバティブ取引 <sup>※3</sup>	(105,539)	(105,539)	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(24,327)	(24,327)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(81,211)	(81,211)	－

※1 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

①満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	73,464	76,727	3,263
	外国証券(公社債)	1,061,500	1,162,411	100,911
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	155,629	150,234	△5,395
	外国証券(公社債)	565,000	469,296	△95,703
合 計		1,855,593	1,858,670	3,076

②責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	6,184,104	6,432,999	248,894
	外国証券(公社債)	194,629	199,033	4,403
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,793,099	4,480,722	△1,312,376
	外国証券(公社債)	1,669,047	1,503,426	△165,620
合 計		13,840,880	12,616,182	△1,224,698

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	譲渡性預金	—	—	—
	買入金銭債権	18,006	18,264	257
	公社債	224,587	226,654	2,066
	株式	1,188,275	2,855,398	1,667,123
	外国証券	3,369,192	3,636,584	267,391
	公社債	2,449,699	2,547,422	97,722
	株式等	919,493	1,089,161	169,668
	その他の証券	111,361	161,962	50,601
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	譲渡性預金	359,000	358,799	△200
	買入金銭債権	450,885	436,672	△14,213
	公社債	2,044,098	1,589,193	△454,905
	株式	185,894	153,555	△32,338
	外国証券	3,899,260	3,500,111	△399,149
	公社債	2,964,744	2,706,975	△257,769
	株式等	934,516	793,136	△141,380
	その他の証券	156,185	143,673	△12,512
合 計		12,006,749	13,080,871	1,074,121

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 <sup>※1</sup>	1,274,412
組合出資金等 <sup>※2</sup>	425,006

※1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

※2 組合出資金等には投資事業組合等が含まれております。これらは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
譲渡性預金	359,000	—	—	—
買入金銭債権	320,053	228	316	243,642
有価証券	654,740	3,897,648	5,892,930	12,897,299
満期保有目的の債券	311,895	88,700	594,300	820,461
責任準備金対応債券	240,628	2,704,079	3,331,967	7,719,784
その他有価証券	102,216	1,104,869	1,966,662	4,357,054
貸付金 <sup>※1</sup>	199,407	458,321	528,384	585,279
社債 <sup>※1</sup>	—	—	—	297,030
借入金 <sup>※1</sup>	—	—	—	120,000

※1 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項  
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
譲渡性預金	－	358,799	－	358,799
買入金銭債権	－	319,935	135,001	454,936
金銭の信託	－	－	62,022	62,022
有価証券	5,686,816	5,052,199	1,356,504	12,095,519
売買目的有価証券	503,640	128,568	－	632,209
その他有価証券	5,183,175	4,923,630	1,356,504	11,463,310
国債	823,974	－	－	823,974
地方債	－	29,026	－	29,026
社債	－	962,847	－	962,847
株式	3,008,954	－	－	3,008,954
外国証券	1,266,087	3,728,780	1,356,504	6,351,372
公社債	989,289	3,097,714	1,167,393	5,254,397
株式等	276,798	631,065	189,110	1,096,975
その他の証券	84,159	202,976	－	287,135
デリバティブ取引	619	68,584	8,670	77,875
通貨関連	－	65,632	4,563	70,195
金利関連	－	1,678	－	1,678
株式関連	467	－	4,107	4,574
その他	151	1,274	－	1,426
資産計	5,687,435	5,799,519	1,562,199	13,049,154
デリバティブ取引	2,143	181,270	－	183,414
通貨関連	－	116,618	－	116,618
金利関連	－	64,631	－	64,631
株式関連	1,721	－	－	1,721
その他	422	20	－	442
負債計	2,143	181,270	－	183,414

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号）第24－3項及び第24－9項に基づき基準価額を時価とみなす投資信託は、上表に含めておりません。当該投資信託の貸借対照表計上額は803,823百万円です。

当該投資信託の期首残高から当期末残高への調整表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	基準価額を時価とみなす 投資信託
期首残高	590,444
当期の損益又は評価・換算差額等	9,841
損益に計上 <sup>*1</sup>	△1,972
評価・換算差額等に計上	11,813
購入、売却、償還等の純額	203,538
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用した額	—
当期に基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	—
当期末残高	803,823
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—

\*1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

なお、当期末における解約等に関する制限のうち主なものは、任意解約が認められていないというものであり、その貸借対照表計上額は566,225百万円です。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	88,891	88,891
有価証券	9,477,281	5,047,424	1,999	14,526,704
満期保有目的の債券	79,825	1,778,845	—	1,858,670
国債	79,825	—	—	79,825
社債	—	147,136	—	147,136
外国証券	—	1,631,708	—	1,631,708
公社債	—	1,631,708	—	1,631,708
責任準備金対応債券	9,396,663	3,217,519	1,999	12,616,182
国債	9,396,663	—	—	9,396,663
地方債	—	113,546	—	113,546
社債	—	1,403,511	—	1,403,511
外国証券	—	1,700,461	1,999	1,702,460
公社債	—	1,700,461	1,999	1,702,460
子会社株式及び関連会社株式	792	51,059	—	51,851
貸付金	—	15,333	1,929,752	1,945,086
資産計	9,477,281	5,062,758	2,020,643	16,560,682
社債	—	426,463	—	426,463
借入金	—	213,723	—	213,723
負債計	—	640,186	—	640,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 資 産

### ①買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（情報ベンダー又はブローカーから入手する価格）等によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

これらに該当しない買入金銭債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を時価としており、重要なインプットである割引率等が観察不能である場合はレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### ②金銭の信託

金銭の信託については、取引金融機関から提示された信託財産の構成物の価格によっており、重要なインプットが観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

### ③有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、主なインプットは、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、主な信託財産の構成物のレベルに基づき、レベル2の時価又はレベル3の時価に分類しております。

### ④貸付金

一般貸付については、貸付の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

保険約款貸付については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

## 負 債

### ①社債

社債については、活発ではない市場の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### ②借入金

借入金については、借入金を裏付として発行される、市場が活発ではない社債の相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ等が含まれます。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主にプレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

### ①重要な観察できないインプットに関する定量的情報

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットに関する定量的情報に関する記載を省略しております。

### ②期首残高から当期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	金銭の信託	有価証券	デリバティブ取引 <sup>※2</sup>	合計
期首残高	141,323	24,345	1,418,287	△728	1,583,227
当期の損益又は評価・換算差額等	△4,219	480	△31,927	△7,988	△43,655
損益に計上 <sup>※1</sup>	0	480	△5,769	△7,988	△13,278
評価・換算差額等に計上	△4,219	—	△26,157	—	△30,377
購入、売却、発行及び決済等の純額	△2,102	37,197	△29,855	17,387	22,626
レベル3の時価への振替	—	—	—	—	—
レベル3の時価からの振替	—	—	—	—	—
当期末残高	135,001	62,022	1,356,504	8,670	1,562,199
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—	—	—	△5,480	△5,480

※1 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる場合には、△で示しております。

### ③時価の評価プロセスの説明

当社はリスク管理部署にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部署等が時価を取得及び算定しております。取得及び算定された時価は、リスク管理部署等にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いており、また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### ④重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットを推計していないため、重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を省略しております。

16. 当社では、東京都その他の地域において、賃貸等不動産（賃貸用オフィスビル等（土地を含む））を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額は482,695百万円、時価は647,627百万円です。  
なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用しております。  
また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務1,453百万円を計上しております。
17. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、4,717,355百万円です。
18. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当期末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は921百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
19. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、4,065百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。危険債権額は、665百万円です。  
上記取立不能見込額の直接減額は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、13百万円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。  
債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸付条件緩和債権額は、3,399百万円です。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

20. 有形固定資産の減価償却累計額は、421,005百万円です。
21. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、847,107百万円です。なお、負債の額も同額です。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は、184,354百万円、金銭債務の総額は、7,182百万円です。
23. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。
24. 繰延税金資産の総額は、770,723百万円、繰延税金負債の総額は、391,620百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、22,763百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金371,401百万円及び価格変動準備金268,591百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額308,657百万円です。なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）の成立に伴い、従来の税効果会計適用の法定実効税率27.96%は、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものについては27.96%、2026年4月1日以降のものについては28.88%に変更されております。当期における税効果会計適用後の法人税等の負担率は△41.6%であり、法定実効税率27.96%との差異の主な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△32.6%、社員配当準備金繰入額△30.0%、土地再評価差額金の取崩△4.8%です。税率変更により、当期末における繰延税金資産は10,666百万円増加し、法人税等調整額は19,816百万円、その他有価証券評価差額金は9,832百万円それぞれ減少しております。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 当期首現在高      | 213,538百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 58,355百万円  |
| 当期社員配当金支払額  | 61,018百万円  |
| 利息による増加等    | 203百万円     |
| 当期末現在高      | 211,078百万円 |
26. 子会社等の株式等の総額は、1,362,561百万円です。
27. 担保に提供している資産の額は、有価証券4,489,493百万円です。
28. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、17百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、202,199百万円です。
29. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、770,174百万円です。
30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、5,791百万円です。
31. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債です。
32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。



- (注) 1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。  
 なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
3. 子会社等との取引による収益の総額は、19,688百万円、費用の総額は、22,143百万円です。
4. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券18,338百万円、株式等65,358百万円、外国証券186,533百万円です。  
 有価証券売却損の内訳は、国債等債券61,728百万円、株式等16,930百万円、外国証券173,452百万円です。  
 有価証券評価損の内訳は、株式等1,406百万円、外国証券4,564百万円です。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は、3百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、67,879百万円です。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、利息及び配当金等収入11百万円、売却損158百万円です。
7. 金銭の信託運用益に含まれる評価損益はありません。
8. 金融派生商品費用には、評価益が90,068百万円含まれております。
9. 固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。  
 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

#### 資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

#### 減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

#### 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途	種類	減損損失
遊休不動産等	土地及び建物等	10,784百万円
		計 10,784百万円

#### 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。